通算退職年金 通算遺族年金	雑　益
連合会払込金	前年度繰越経過的長期給付組合積立金
移換金	特別利益
消費税	前年度繰越経過的長期給付組合積立金
連合会交付金返還金	前期損益修正益
信託の運用損	固定資産売却益
有価証券売却損	固定資産評価益
有価証券評価損	当期損失金
償還差損	当期損失金
承継差損	
信託等売買手数料	
雑費	
繰入金	
業務経理へ繰入	
次年度繰越経過的長期給付組合積立金	
特別損失	
次年度繰越経過的長期給付組合積立金	
前期損益修正損	
固定資産売却損	
固定資産除却損	
固定資産評価損	
当期利益金	
当期利益金	

備考　指定都市職員共済組合、市町村職員共済組合及び都市職員共済組合にあつては、次のとおりとすること。

利益及び損失勘定科目（損益計算書勘定科目）

借方			貸方		
大項目	中項目	小項目	大項目	中項目	小項目
経常費用	（事業費用）		経常収益	（事業収益）	
	連合会払込金			負担金	地方公共団体負担金
	負担金払込金				国庫負担金
	雑費				組合負担金
特別損失	前期損益修正損				職員団体負担金

				公庫等負担金
				公的負担金
				追加費用
				払込金
			雑収入（運用収入）	利息及び配当金
			預金利息	
			雑益（事業外収益）	
		特別利益	前期損益修正益	

（地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令の一部改正）

内閣府令・総務省令第一号
文部科学省

第一条　地方公務員等共済組合法施行規程の一部を改正する命令（平成二十六年総務省・文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項の改正規定、別表第一号表勘定科目表目次の改正規定及び別表第一号表第一号表の三の次に表を加える改正規定を削る。

附則第一条中「、第六条の改正規定」及び「及び別紙第一号表の改正規定」を削る。

附則第四条中「第六条の改正規定の施行の日」を「平成二十七年十月一日」に、「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、平成二十七年十月一日から施行する。ただし、第二条の規定は、公布の日から施行する。

（経理単位に関する経過措置）

第二条　組合のこの命令による改正前の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「旧規程」という。）第六条第一項第二号に規定する長期経理に係る権利及び義務は、この命令の施行の日（次条及び附則第四条において「施行日」という。）において組合の厚生年金保険経理又は経過的長期経理が承継する。

（厚生年金保険給付組合積立金の当初額）

第三条　旧規程第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号。以下「被用者年金一元化法」という。）附則第二十七条第一項の規定により被用者年金一元化法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第七十九条の二に規定する実施機関積立金として積み立てられたものとみなされた額に相当する部分は、施行日において、この命令による改正後の地方公務員等共済組合法施行規程（以下「新規程」という。）第八十三条の二に規定する厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。

（経過的長期給付組合積立金の当初額）

第四条　旧規程第八十三条の二に規定する長期給付積立金のうち、その額から前条の規定により厚生年金保険給付組合積立金として積み立てられたものとみなされた額を控除した額に相当する部分は、施行日において、新規程附則第一条の二第三項において準用する新規程第八十三条の三に規定する経過的長期給付組合積立金として積み立てられたものとみなす。